

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和二年度答申第四号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和二年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：平成31年3月27日

(平成30年度諮問第7号)

答申日：令和2年10月13日

(令和2年度答申第4号)

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成29年4月5日付けで審査請求人B株式会社（代表取締役 甲）（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、児童福祉法（昭和22年法律第164号。平成29年法律第52号による改正前のもの。以下「法」という。）第57条の2第2項の規定による障害児通所給付費の返還等に関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成29年4月5日付け審査請求書等において、本件処分の取消しを求め、おおむね次のとおり主張している。

#### 1 兼業について

本件処分は、兼業であることから、直ちに専任かつ常勤の要件を欠くものと理解しているようであるが、平成24年3月30日付け障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「厚労省通知」という。）第2の2(1)及び(2)に照らせば、兼業であるから直ちにその要件を欠くと解されるわけではなく、その勤務実態に照らし判断されなければならない。

#### 2 専任性について

障害児通所支援事業所C（以下「本件事業所」という。）において児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）として勤務していた乙は、本件事業所において、それ以外の業務には従事していないから、専任性の要件は具備している。

#### 3 常勤性について

常勤性については、審査請求人において保管していた勤務時間のリストを見て分かるように、相当程度の勤務時間が確保されているのであって、要件を欠くとはいえない。

(1) 審査請求人が提出したグーグルカレンダー（以下「本件カレンダー」という。）に入力して管理していた勤務表について

本件事業所では、当時、職員の勤務時間を本件カレンダーに入力して管理してお

り、当該勤務表を見れば、乙が本件事業所において常勤といえる程度の時間について勤務していたことが分かる。処分庁は、本件事業所が作成した勤務表の作成年月日及び作成者が不明で、記載内容が乙の勤務時間を示すものか否か不明であるというが、当該勤務表は、紛れもなく、当時審査請求人において作成し、管理していたものであり、記載内容が乙の勤務時間を示すものであることは、その記載から明らかである。

処分庁は、本件事業所が作成した勤務表と療育施設Dが作成した職員勤務割り表とを比較し、両者の間で矛盾が生じている部分を指摘して、本件事業所が作成した勤務表に信用性がないかのように主張するが、療育施設Dが作成した職員勤務割り表も、実際そのとおり勤務したかは不明である。

(2) 処分庁が提出した聞取調書、勤務証明書及び職員勤務割り表について

処分庁は、乙が「療育施設Dを常時勤務していた。」「（本件事業所での）勤務は、1日1～2時間くらい」と答えたことを指摘するが、後日、乙に対し確認したところ、平成28年11月18日に広島県健康福祉局障害者支援課の職員が行った質問に対する回答については、療育施設Dにおいて、突然、広島県福祉局障害者支援課の職員数人に囲まれて質問を受けたもので、かつ、長年お世話になっている療育施設Dへの配慮もあって、当惑しながら事実と異なる記載をされたに過ぎないものであり、当該記載は、乙の記憶及び供述を正確に録取したものではない。

加えて、乙が療育施設Dにおいて常時勤務していたことの勤務証明書及び職員勤務割り票が存在することを指摘するが、ある施設で常勤職員である者が、他の施設で常勤職員を兼ねることはあり得ないことではない。要するに、乙が療育施設D及び本件事業所において、それぞれ何時間勤務していたのかが問われなければならないところ、勤務証明書は勤務時間まで記載しているものではなく、職員勤務割り表は実際の勤務時間を記しているものか否かは不明であるから、処分庁が提出する書面のみをもって、乙の本件事業所における勤務時間が常勤とはいえないという証明がなされているとはいえない。

4 「偽りその他不正の行為」について

(1) 事実と異なる内容を記載した、平成27年2月1日を開始予定として本件事業所における指定児童発達支援事業及び指定放課後等デイサービス事業に係る指定申請（以下「本件指定申請」という。）について

処分庁は、当初から事実と異なる内容を記載して本件指定申請を行い、広島県知事の指定を受けたと主張するが、当初から常勤の児発管を配置する意思なく本件指定申請したわけではない。そのことは、広島県健康福祉局障害者支援課の職員3名が、平成28年11月18日に行った質問に対し、乙は「本件事業所に勤務する予定はあった。そういうふうにしようと療育施設Dの上司に相談したことはある。本件事業所で児童発達支援管理者をしようと思っていることを上司に言ったことはある。平

成27年3月に辞めるのが家庭の事情でふん切りができなかった。甲には言っていない。」と答えたとされていることから裏付けられている。したがって、処分庁が主張するように「指定申請の当初からその体制がとられていないことが明白」とはいえず、審査請求人が行った指定申請それ自体を、法第57条の2第2項に規定する「偽りその他不正の行為」にあたりし、指定を受けていた期間に受給した障害児通所給付費の全てを返還の対象とすることは許されない。

(2) 児発管が勤務していた時間帯について

仮に、「偽りその他の不正により」といえる部分があるとされた場合であっても、当初の指定申請行為ではなく、その後に児発管の勤務が欠けている時間を含め、毎月、その全体の時間帯の支給を受けたことを偽りその他不正の行為として捉えるべきである。その際は、児発管の勤務が欠けている時間帯を特定し、それに対応する時間帯のもののみが、「偽りその他の不正により」支給を受けたものといえるのであって、その特定を欠く以上、それ以外の時間帯のものも含め障害児通所給付費の全体の返還を求めるのは、法第57条の2第2項の文理からは著しく反するものと言わざるを得ない。

(3) 受給した障害児通所給付費の使途について

受給した障害児通所給付費は、正当にスタッフへの報酬として支払っている。そのため、処分庁が本件処分に係る障害児通所給付費の受給を「偽りその他不正の行為」とするのは、納得できない。

5 本件処分に係る理由の提示について

処分庁は、本件処分に係る平成29年2月16日付け〇〇第〇号通知書（以下「本件処分通知」）において「児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置していない」と記載しているところ、本件審査請求において、専任性の欠如を主張及び立証していない。仮に常勤性の要件のみを欠くというのであれば、「常勤で配置していない」と摘示すれば足りるのであって、専任性を欠くという処分理由は、事実の誤認及び法令適用の誤りがあるため、本件処分は取消しを免れない。

6 その他の主張について

行政として、法令や制度以前に発達障害児の実態を直視して、現在の障害児通所支援施設のあり方の実態が妥当かどうか、本当の意味の支援が行われているのか、今一度調査し、週1回、1時間の療育でどれだけの療育が可能なのか、障害児の成長が実際にできているのか判断すべきである。

第3 審査庁の主張の要旨

平成31年3月27日付け諮問説明書

1 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

2 考え方の理由

(1) 認定事実

- ア 審査請求人は、広島県知事に対し、平成27年1月7日付け指定障害児通所支援事業者指定申請書（以下「本件指定申請書」という。）により、本件指定申請を行った。
- イ 広島県知事は、本件事業所に対し、始期を平成27年2月1日として、法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業所の指定を行った。
- ウ 広島県知事は、平成28年11月18日、広島県健康福祉局障害者支援課の職員3名をして、本件事業所の児発管である乙に対し、法第21条の5の21第1項の規定による質問を行った。
- エ 広島県知事は、平成28年12月21日、法第21条の5の23第1項の規定により、本件事業所の指定取消処分を行った。
- オ 広島県知事が行った本件事業所の指定の効力は、平成29年1月13日付けで失効した。
- カ 審査請求人は、処分庁に対し、本件事業所の指定取消しまでの障害児通所支援に係る障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
- キ 処分庁は、平成29年2月16日、法第57条の2第2項の規定により、審査請求人に対し、不正に受給した障害児通所給付費（〇円）の返還及び加算金（〇円。不正に受給した障害児通所給付費の額に100分の40を乗じた額）の支払を命じる処分を行い、同日付けで審査請求人に対し、通知した。
- ク 審査請求人は、本件処分の取消しを求め、平成29年4月5日付けで本件審査請求を提起した。

(2) 判断

ア 児発管の勤務状況について

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第61号。平成29年広島県条例第8号による改正前のもの。以下「基準条例」という。）において、児発管のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならないと規定しているため、まず、本件事業所における児発管である乙の勤務状況について、検討する。
- 本件カレンダーのデータを出力したものと及び処分庁から提出されている療育施設Dにおける職員勤務割り表（計画・実績）を確認したところ、乙の、本件事業所における勤務時間と療育施設Dの勤務時間が重複する時間帯があった。このことについて、広島県健康福祉局障害者支援課の職員が平成28年11月18日に本件事業所の乙に対して質問した際に作成された聞取調書（以下「聞取調書」という。）によると、本件事業所における勤務は1日に1～2時間と回答されている。また、乙を参考人として平成29年10月30日に行われた参考人陳述（以

下「参考人陳述」という。)において、乙は、本件事業所の勤務時間管理は、出勤時に管理者に報告し、スケジュール入力してもらっており、本件事業所における勤務時間と療育施設Dの出退勤の時間が重なっていることがあるのは、報告誤りかスケジュールの入力誤りと思われ、療育施設Dを欠勤してまで本件事業所において勤務を行っていないと陳述している。

- 前記□に記載した証拠資料のうち、聞取調書中「本件事業所における勤務は1日に1～2時間」という回答は、その限りにおいて、本件カレンダーのデータを出力したもの及び参考人陳述において児発管である参考人の乙が陳述した8時間勤務時の勤務状況に関する事項と相違する。このことについて、当該聞取調書における質問は、勤務時間に相当のばらつきがあることを前提としない質問であるため、結局、1日に1～2時間の勤務をどのくらいの頻度で行っていたか（勤務日すべてなのか、勤務日のうち数日なのか）判然としないため、採用できない。
- したがって、前記□□に記載した証拠資料のうち、聞取調書を除く証拠資料から検討すると、本件事業所における乙の勤務時間は、次の表のとおりとなる。

		勤務時間の重複のない勤務時間数						
		第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	合計
平成 27 年	2月	28時間	32時間	20時間	31時間	—	—	111時間
	3月	13時間	15時間	25.5時間	25.5時間	4月1週に加算	—	79時間
	4月	14時間	16時間	14.5時間	16時間	25時間	—	85.5時間
	5月	4月5週に加算	0時間	21時間	14時間	21.5時間	6月1週に加算	56.5時間
	6月	33.5時間	33.5時間	20時間	18時間	7月1週に加算	—	105時間
	7月	25時間	34.5時間	10時間	35時間	20.5時間	—	125時間
	8月	37時間	22時間	18時間	33.5時間	9月1週に加算	—	110.5時間
	9月	32.5時間	13時間	9時間	8時間	10月1週に加算	—	62.5時間
	10月	36時間	36時間	18時間	20時間	41.5時間	—	151.5時間
	11月	18時間	38時間	23時間	35時間	12月1週に加算	—	114時間
	12月	33時間	44時間	19時間	19時間	2時間	—	117時間
	平成 2 年	1月	12月5週に加算	36時間	28時間	18時間	30.5時間	—
2月		30時間	27時間	29時間	33.5時間	3月1週に加算	—	119.5時間
3月		19時間	17時間	32時間	36時間	29.5時間	—	133.5時間
4月		3月5週に加算	27時間	35時間	32時間	24時間	—	118時間
5月		15.5時間	36時間	19時間	18時間	6月1週に加算	—	88.5時間

8 年	6月	25.5時間	27時間	8時間	29.5時間	36時間	—	126時間
	7月	6月5週に加算	26.5時間	34時間	34時間	28時間	—	122.5時間
	8月	33.5時間	32.5時間	20時間	25.5時間	13時間	—	124.5時間
	9月	8月5週に加算	27時間	27時間	18時間	35時間	—	107時間
	10月	9月5週に加算	21時間	27時間	16.5時間	28時間	11月1週に加算	92.5時間
	11月	23時間	28.5時間	28時間	27時間	(16.5時間)	—	(123時間)

※ 本件カレンダーにより算出

※ 療育施設Dにおける職員勤務割り表（計画・実績）と勤務時間が少しでも重複している日については、当該日に係る勤務時間数全てを週の勤務時間数から除いた。

※ 平成28年11月第5週については、3日しかなく、そのうち、勤務日は2日である。

イ 専任性について

- 児発管の専任性に関する審査請求人の主張は前記第2の2のとおりであり、処分庁は争う主張をしていない。また、審理員は、この点について判断を行っていない。しかし、当審査庁は、児発管について、基準条例により「専任かつ常勤」が要件とされているため、専任性について検討する。
- そうすると、本件事業所の児発管である乙の勤務時間は前記ア□の表のとおりであり、本件事業所における勤務時間帯を通じて、本件事業所における児発管の職務に従事していたものといえる。
- したがって、児発管である乙は、その勤務時間帯を通じて、本件事業所の職務にのみ従事しているといえ、専任性があると認められる。

ウ 常勤性について

- 常勤性に関する審査請求人及び処分庁の主張は、本件カレンダーのデータを出力したもの及び処分庁から提出されている療育施設Dにおける職員勤務割り表（計画・実績）に記載された勤務時間の真偽について争っている。また、処分庁は、常勤性について厚労省通知第2の2(1)により解釈すべきであると主張しているのに対し、審査請求人は争う主張をしていない。この点について、審理員は常勤性を満たしていないと判断している。そこで、乙の本件事業所における勤務時間が、本件事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しているかどうかを検討する。
- 本件指定申請書に添付された「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表1（事業所全体）」の記載内容及び平成30年1月30日に実施した口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）における審査請求人の陳述内容によると、本件事業所では、1週間あたり40時間が、常勤の従業者が勤務すべき時間数と

いえる。

- そして、本件事業所における乙の勤務時間は、前記ア□の表のとおりであり、平成27年10月25日からの週及び同年12月6日からの週を除き、いずれの週も常勤の従業者が勤務すべき時間数（40時間）を満たしていない。
- したがって、審査請求人は、相当数の勤務時間が確保されていると主張するが、処分庁の主張のとおり、常勤性がないものと認められる。

エ 従業者の管理の一元性について

口頭意見陳述において、審理員の質問に対し、審査請求人は、施設管理者が審査請求人自身であること、乙は株式会社Eから派遣されていたために、直接出退勤に対し、指導助言することが不可能であったことを陳述した。そうすると、審査請求人は施設管理者として、従業者の管理を一元的に行い、要件を満たす適正な人員配置になるよう調整すべきところ、必要な調整を行っておらず、基準条例第34条第1項に規定する一元的な管理が行われていないものと認められる。

オ 偽りその他不正の行為について

- 偽りその他不正の行為の考え方について

障害児通所給付費は、所定の要件と基準を満たす場合に市から指定障害児通所支援事業者へ支払われるものであり（法第21条の5の3）、当該要件と基準を欠いた支払が当該指定障害児通所支援事業者に対してされた場合には、市は当該指定障害児通所支援事業者に不当利得の返還を求め得ると解される。障害児通所給付費の支給を受けた額の返還に加え、加算金を請求している本件処分においては、単に所定の要件と基準を満たさないことだけでなく、特に偽りその他不正の行為により支給を受けたことが認められなければならない。

- 本件処分について

そこで、児発管である乙の常勤性の欠如にもかかわらず、障害児通所給付費の支給を受けた行為において、偽りその他不正の行為があったかどうかを検討する。

審査請求人が提出した本件指定申請書の添付書類である「様式1-7-1従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表1（事業所全体）」によると、注4において「【勤務時間の区分】については、各事業所の実際の勤務時間に応じて設定してください。なお、勤務時間とは、従業者が当該事業所に勤務すべき時間であって、営業時間前の準備や営業時間後の処理にかかる時間送迎時間等を含むものとします。」と記述があり、本件事業所の実際の勤務時間を記入するものとされている。また、審査請求人は、口頭意見陳述において、「指定申請時に勤務する予定の当該児発管が、当該事業所の事業開始日平成27年2月1日時点で「療育施設D」を退職できていないと聞いていた。このことも広島県に相談、報告し、申請も受理いただいた。」と陳述している。したがって、審査請求人



は、乙が療育施設Dに勤務していることを承知していながらも、療育施設Dを退職することを前提に本件指定申請したものと認められる。この退職することを前提とした本件指定申請そのものは、当該申請内容が実現できる場合があるから、本件指定申請時に当該申請内容を実現することが不可能であることを認識しながら、本件指定申請している場合を除き、偽りその他不正の行為ということとはできないものとする。

しかし、審査請求人は、療育施設Dを退職することを前提に本件指定申請したのであれば、本件事業所の開設当初から、乙が療育施設Dを退職したかどうかを乙に確認することは可能であったと考える。

また、平成27年2月第1週の本件事業所における乙の勤務時間を見ると、審査請求人が提出した資料に記載された勤務時間、つまり、療育施設Dとの重複を考慮しない勤務時間によっても、常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週当たり40時間）と比較して、勤務時間が週当たり12時間不足している。このことについて、審査請求人は、平成27年2月の開所時から把握することが可能な状況であった。また、平成27年2月第2週以降の本件事業所における乙の勤務時間を見ても、通常の従業員が勤務すべき時間（1週当たり40時間）と比較して、恒常的に、勤務時間数が不足している状況であり、審査請求人は当該勤務時間数の不足を把握できる状況にあった。

障害児通所支援事業者は、都道府県条例で定める基準に従い従業者を有し、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならないのだから、障害児通所支援事業所の児発管が欠けたときは、速やかに他の常勤の児発管を補充する義務があると解される。そして、児発管に変更があった場合は、法第21条の5の19第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条（原文ママ）の規定に基づき、10日以内に変更に係る事項を都道府県知事に届け出なければならなかった。

本件事業所についてみると、審査請求人は、乙の勤務時間が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数に足りていないことを把握できた平成27年2月の開所時から、速やかに別の常勤である児発管を確保し、10日以内に広島県知事に届出をすべきであった。しかし、当該届出がされた事実又は当該届出がされていない事実について、審査請求人及び処分庁は、何ら主張をしておらず、届出がされた事実は認められない。

そうすると、審査請求人は、常勤で配置すべき児発管を配置していないことを承知の上で、また確保すべき常勤の児発管を確保し、児発管の変更の届出をなすべきにもかかわらず、平成27年2月の開所時から障害児通所給付費を請求しており、偽りその他不正の行為により、障害児通所給付費を受けたものと認められる。したがって、当該期間に係る加算金の支払いを命じた部分について

は、審査請求人の主張に理由がない。

なお、審査請求人は、口頭意見陳述において、平成28年11月に広島県が行った指導監査のときまで、乙が療育施設Dを退職していないことを把握していなかったと主張する。しかし、乙が療育施設Dを退職したかどうかは、そもそも常勤性の要件には何ら関係ない。また、療育施設Dの退職の有無が常勤性の要件に何らの影響を及ぼさない以上、当該退職していないという事実を審査請求人がいつ把握したかは、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費の支給を受けたかどうかの判定に影響を与えない。

□ 受給した障害児通所給付費の用途について

審査請求人は、受給した障害児通所給付費を正当にスタッフに支払った旨を主張する。しかし、障害児通所給付費の用途が適当であっても、常勤性の要件には何ら関係ない。また、障害児通所給付費の用途が常勤性の要件に何らの影響を及ぼさない以上、障害児通所給付費を正当にスタッフに支払ったかどうかは、偽りその他不正の行為により支給を受けたかどうかの判定に影響を与えない。

カ 本件処分に係る理由の提示について

□ 審査請求人は、児発管である乙に専任性があることを前提に、本件処分に係る理由の提示について、専任性の欠如を記載することは、事実の誤認及び法令適用の誤りがあるため、取消しを免れないと主張する。

本件処分の理由の提示を見ると、「専任かつ常勤が要件とされている児童発達支援管理責任者について、児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。」と記載されている。確かに、処分庁が処分理由として主張しなかった「専任性の欠如」が理由として提示されているものの、これにより、本件処分の理由が特定できないとは認められないから、適法なものというべきである。また、法第57条の2第2項の規定に係る処分基準は設けられていないところ、本件処分において提示した理由は、「常勤が要件とされている児童発達支援管理責任者について、児童発達支援管理責任者を常勤で配置していない」ことを承知の上で、「偽りその他不正の行為」により障害児通所給付費の支給を受けたことが分かるものであり、不服申立てに必要な処分の理由を伝えているというべきである。

□ 次に、不正に支給を受けた障害児通所給付費が○円であり、加算金が○円であることが、本件処分に係る通知から確認できる。障害児通所給付費は、月単位で支給される場所、本件処分に係る通知においては、取消しまでに支給を受けた障害児通所給付費について返還を求めていることが提示されているものの、各月ごとの内訳の金額が示されていない。これは、審査請求人が、ある月に関し偽りその他不正の行為があることを認め、別のある月に関し偽りその他

不正の行為がないと主張する場合などを想定すると、必ずしも不服申立ての便宜を与える程度のものになっているとはいえない。

しかしながら、本件審査請求の趣旨に関する限り、本件処分に係る理由の提示は、適法なものと認められ、審査請求人の主張は理由がない。

キ その他の主張について

審査請求人は、その他障害児通所施設のあり方に関し、種々の主張をする。しかし、障害児通所施設のあり方は、障害児通所給付費の返還に関する処分の要件ではなく、本件処分に影響を与えない。

(3) 結論

前記(1)及び(2)のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

#### 第4 審理員意見書の要旨

- 1 本件事業所で配置されていた児発管である乙の勤務実態について、「常勤性」の要件に該当するか否かについて
  - (1) 審査請求人は、平成27年1月16日に広島県に対し、本件指定申請をした。本件指定申請時には、本件事業所への配置要件である児発管を他事業所で勤務していた乙が退職予定であることから、その者を常勤配置する前提で書類を提出し、事業指定を受けた。
  - (2) 審査請求人及び審理関係者から提出された資料や参考人意見陳述等により、事業指定後の本件事業所での児発管の勤務実績や実態が、本件指定申請時に前提とされていた児発管が職種は異なるが、他事業所を退職せず、継続勤務しており、本件事業所も勤務していることが判明した。
  - (3) 常勤を配置要件とされる児発管が、本件事業所と他事業所を兼務しており、提出された勤務表では、勤務が重複された日時も存在しており、併せて、提出資料からは、平均週28.6時間の勤務となり、本件事業所での「常勤性」に疑義が生じる。
  - (4) 口頭意見陳述において、審査請求人から、本件事業所が事業指定申請をするための要件として、配置すべき児発管が、他事業所を退職していない事実を平成28年11月に広島県が実施した指導監査まで認識していなかった旨の発言があった。
  - (5) また、本件事業所への児発管の配置は、株式会社Eからの人員派遣であり、審査請求人には、管理指導する権限がないとの発言もあり、更には、人員派遣元である株式会社Eに対し、要件を満たす適正な人員配置になるよう協議、調整等を怠っているとも判断する。
  - (6) このことは、厚労省通知にある「指定障害児通所支援事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと」に照らし、運営向上に努めていないと判断せざるを得ない。
  - (7) 審査請求人は、事業所の指定取消し要件として、本件事業所の児発管の「常勤性」

について、厚労省通知から兼業であるから直ちにその要件を欠くと解されるわけではなく、勤務実態に照らし判断すべきと主張している。

- (8) しかし、提出資料からも基本時間を満たしておらず、また、本件指定申請時に児発管として配置する予定の乙の他事業所での退職状況も確認せず、本件事業所の運営向上のために派遣元の株式会社Eとの協議、調整もしていない。
- (9) 年々、対象児童の増加に伴い、障害児通所支援ニーズが高まっており、障害児支援事業所を運営する関係者、関係機関が人材、人員確保等、課題が山積していることは理解できる。また、審査請求人からも審査請求書と併せ、陳述書も提出され、また、口頭意見陳述でも現場での運営の困難さも伝わっている。
- (10) だからこそ、本来は、法の解釈からも関係者、関係機関が、障害児通所支援事業の安定した運営と利用者の安心できるサービスの質の提供や担保、向上を目指すことに努めることが前提とし、その上で、児発管の「常勤性」を争点にすべきである。
- (11) しかしながら、今回の請求は、児発管の勤務実態の「常勤性」だけを争点として取り上げている。よって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

## 2 結論

以上のとおり、本件審査請求には、理由がないと判断し、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（平成31年3月27日）
- 2 第1回審議（令和2年6月26日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和2年7月31日）  
本件審査請求に係る審議を行った。
- 4 第3回審議（令和2年9月24日）  
答申に向けた審議を行った。
- 5 第4回審議（令和2年10月13日）  
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

#### (1) 障害児通所給付費の支給に関する規定

ア 法第21条の5の3第1項には、「市町村は、通所給付決定保護者が、……都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）……から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援……に要した費用……について、障害児通所給付費を支給する。」と規定されている。

イ 法第21条の5の7第11項には、「通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき……は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用……について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。」と規定されている。

(2) 障害児通所給付費の返還に関する規定

法第57条の2第2項には、「市町村は、指定障害児通所支援事業者等……が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費……の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等……に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。」と規定されている。

(3) 児発管に関する規定

ア 法第21条の5の18第1項には、「指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所……ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。」と規定されている。

イ 基準条例第6条第1項には、「指定児童発達支援の事業を行う者……が当該事業を行う事業所……に置くべき従業者及びその員数」は、「児童発達支援管理責任者……1以上」と規定され、同条第6項では、「……児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。」と規定されている。

ウ 基準条例第65条第1項には、「指定放課後等デイサービスの事業を行う者……が当該事業を行う事業所……に置くべき従業者及びその員数」は、「児童発達支援管理責任者 1以上」と規定され、同条第6項では、「……児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。」と規定されている。

エ 厚労省通知第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。」とされている。

オ 厚労省通知第2の2(2)において、「専従」とは、「原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。」とされている。

カ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例等について（平成25年3月29日付け広島県健康福祉局障害者支援課長通知。以下「県課長通知」という。）第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が，当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。」とされている。

キ 県課長通知第2の2(2)において、「専従」とは、「原則として，サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは，従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間（児童発達支援及び放課後等デイサービスについては，サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり，当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。」とされている。

(4) 指定障害児通所支援事業者に係る指定の取消しに関する規定

法第21条の5の23第1項には、「都道府県知事は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し，又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。」と規定されており，「該当する場合」について，次のような規定が置かれている。

ア 指定障害児通所支援事業者が，第21条の5の17第3項の規定に違反したと認められるとき。（法第21条の5の23第1項第2号）

イ 指定障害児通所支援事業者が，第21条の5の18第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。（法第21条の5の23第1項第4号）

ウ 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。（法第21条の5の23第1項第5号）

エ 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が，第21条の5の21第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず，同項の規定による質問に対して答弁せず，若しくは虚偽の答弁をし，又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み，妨げ，若しくは忌避したとき。ただし，当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において，その行為を防止するため，当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。（法第21条の5の23第1項第7号）

オ 指定障害児通所支援事業者が，不正の手段により第21条の5の3第1項の指定

を受けたとき。（法第21条の5の23第1項第8号）

- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

## 2 理由

### (1) 児発管の勤務（常勤性）について

ア 指定障害児事業者は、法第21条の5の18第1項の規定により、都道府県の条例で定める基準に従い、障害児通所支援事業所の運営を行うこととされているところ、基準条例第6条第6項及び第65条第6項において、児発管のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならないことが定められている。

そして、厚労省通知第2の2(1)及び県課長通知第2の2(1)において、「常勤」とは、「指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。」とされている。

イ 本件指定申請書によると、審査請求人は、乙を本件事業所の児発管として、平日8時30分から18時まで、週40時間で勤務することとして、本件指定申請を行っている。そして、乙の他には、児発管として本件指定申請書に記載された者はいない。

このことから、本件事業所において定められている常勤の児発管である従業者が勤務すべき時間数は、週40時間になるということができ、また、乙は、本件事業所における唯一の常勤の児発管である従業者に当たる。

よって、本件事業所における乙の勤務時間は、週40時間に達しなければならないこととなると考える。

ウ しかしながら、本件カレンダーによると、乙の本件事業所での実際の勤務時間は、週40時間の勤務時間に達しているとは認められず、よって、常勤性の要件を満たしていると認めることはできない。

エ また、児発管は専任かつ常勤でなければならないのであるから、常勤性が否定される以上、児発管の要件を満たしているとはいえない。

### (2) 偽りその他不正の行為について

ア 審査請求人は、当初から常勤の児発管を配置する意思なく指定申請したわけではない旨を主張するが、審査請求人は、平成27年2月の開所時から児発管の勤務時間を把握することが可能な状況であり、上記(1)のとおり乙の勤務時間が常勤の職員が勤務すべき勤務時間数に足りていないことを把握できたと考えられる。

しかしながら、審査請求人は、乙の本件事業所における勤務を確保し、又は他の常勤の児発管を確保するなどして可及的速やかに本件事業所における常勤の児発管の配置を実現しなければならなかったにもかかわらず、平成28年11月末まで

の1年10か月にわたり、本件事業所に常勤の児発管を確保せずに放置したといえる。

審査請求人が障害児通所給付費を請求し、受給を継続していた間、乙は、上記(1)のとおり児発管として専任かつ常勤で勤務をしていなかったから、本件事業所は、基準条例第6条第6項及び第65条第6項の規定に違反しており、また、審査請求人がこれらの規定に違反して本件事業所の運営を行っていることを認識していたことは、疑いがない。よって、偽りその他不正の行為によって、障害児通所給付費を受けたものと認められる。

イ また、審査請求人は、児発管の勤務が欠けている時間帯を特定し、それに対応する時間帯のもののみが、「偽りその他不正により」支給を受けたものといえることを主張する。そして、その特定を欠く以上、それ以外の時間帯のものも含め障害児通所給付費の全体の返還を求めるのは、法第57条の2第2項の文理から反する旨を主張する。

しかしながら、障害児通所給付費を請求し、受給を継続していた期間の全体を通して「偽りその他不正の行為により」支給を受けたものといえるから、児発管の勤務が欠けていない時間帯を含めて障害児通所給付費の返還処分の対象となるといえる。

### (3) 本件処分に係る理由の提示について

審査請求人は、本件処分通知に「児童発達支援管理責任者を専任かつ常勤で配置していない」と記載されていることについて、処分庁が本件審査請求において、専任性の欠如を主張及び立証しておらず、専任性を欠くという処分理由は、事実の誤認及び法令適用の誤りがある旨を主張する。

しかしながら、専任性又は常勤性のいずれかが否定されれば、基準条例違反となり、本件においては、常勤性が否定される以上、専任性を欠く旨の主張を要するまでもなく、当該通知に記載の理由により本件処分の理由が特定できないとは認められないから、適法なものであるといえる。

## 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	近	藤	い	ずみ
委員	折	橋	洋	介



※ 行政不服審査会は，諮問に対する答申をしたときは，答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条），本件答申書には，審査請求人の個人情報等，一般に公表することが適当でない部分が含まれるため，答申書そのものではなく，「答申の内容」を公表するものとする。